

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	子ども・子育て支援に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

蟹江町は、子ども・子育て支援に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

蟹江町長

## 公表日

令和8年1月22日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども・子育て支援に関する事務
②事務の概要	<p>子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)等関連法に基づき、幼稚園や保育所等に入園する支給認定者の管理、利用者負担の徴収、給付費の支給に関する事務及び地域子ども・子育て支援事業を実施している。</p> <p>子ども・子育て支援法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①申請者や届出書に関する事務</li> <li>②入所要件に関する事務</li> <li>③世帯情報に関する事務</li> <li>④利用者負担額算定に必要な各種照会に関する事務</li> <li>⑤入所後の利用者負担額の徴収に関する事務</li> <li>⑥過誤納が発生した保育施設利用者への還付・充当</li> <li>⑦地域子ども・子育て支援事業に関する事務</li> </ul> <p>申請、届出等は窓口、郵送での書類の受入以外に、サービス検索・電子申請機能を受領する。 なお、これらの事務に関して、番号法に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。</p>
③システムの名称	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 保育料システム</li> <li>2. エクセルファイル</li> <li>3. 宛名システム</li> <li>4. 中間サーバー</li> <li>5. 統合宛名管理システム</li> <li>6. サービス検索・電子申請機能(マイナポータル)</li> <li>7. マイナポータル申請管理システム</li> <li>8. 申請管理システム</li> <li>9. 健康管理システム(母子保健システム)</li> </ol>
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 子ども・子育て支援に関する情報ファイル 2. 宛名ファイル 3. 統合宛名ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 番号法第9条第1項 別表127の項</li> <li>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)68条</li> <li>3. 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条</li> </ol>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[      実施する      ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1) 実施する</li> <li>2) 実施しない</li> <li>3) 未定</li> </ul>
②法令上の根拠	<p>【特定個人情報の提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第8号</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年5月24日デジタル庁・総務省令第9号。以下「主務省令」という。)第2条の表中155の項 第157条</li> </ul> <p>【特定個人情報の照会】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第8号</li> <li>・主務省令第2条の表中155、160の項 第157条、第162条</li> </ul>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	民生部こども福祉課 民生部こども家庭課
②所属長の役職名	こども福祉課長 こども家庭課長

## 6. 他の評価実施機関

## 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先 〒497-8601 愛知県海部郡蟹江町学戸三丁目1番地  
蟹江町役場 政策推進課  
Tel:0567-95-1111

## 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先 〒497-8601 愛知県海部郡蟹江町学戸三丁目1番地  
蟹江町役場 こども福祉課  
Tel:0567-95-1111  
〒497-0052 愛知県海部郡蟹江町西之森七丁目65番地  
蟹江町役場 こども家庭課(保健センター2階)  
Tel:0567-94-5666

## 9. 規則第9条第2項の適用

[ ]適用した

適用した理由

## II しきい値判断項目

### 1. 対象人数

評価対象の事務の対象人数は何人か	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上</p>
いつ時点の計数か	令和7年12月15日 時点

### 2. 取扱者数

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<p>[ 500人未満 ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 500人以上 2) 500人未満</p>
いつ時点の計数か	令和7年12月15日 時点

### 3. 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<p>[ 発生なし ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 発生あり 2) 発生なし</p>
--	--

## III しきい値判断結果

### しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]	<選択肢>	1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

## 7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ <input type="checkbox"/> 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	------------------------------------	---

## 8. 人手を介在させる作業

[  人手を介在させる作業はない ]

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ <input type="checkbox"/> 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。

## 9. 監査

実施の有無

[  自己点検 ]

[  内部監査 ]

[  外部監査 ]

## 10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[  十分に行っている ]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れて行っている
- 2) 十分に行っている
- 3) 十分に行っていない

## 11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[  全項目評価又は重点項目評価を実施する ]

最も優先度が高いと考えられる対策	<p>[ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策</li> <li>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</li> <li>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</li> <li>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</li> <li>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</li> <li>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</li> <li>9) 従業者に対する教育・啓発</li> </ul>
当該対策は十分か【再掲】	<p>[ <input type="checkbox"/> 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1) 特に力を入れている</li> <li>2) 十分である</li> <li>3) 課題が残されている</li> </ul>

判断の根拠

福祉情報システムへのアクセスが可能な職員は、指紋認証とパスワードによる認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。また、アクセスログを記録し、定期的に分析することで不正なアクセスがないことを確認している。これらの対策を講じていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

## 变更箇所